

中 央 区 分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月

中 央 区

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

中央区分別収集計画

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさと利便性をもたらした反面、膨大な廃棄物を発生させ、地球環境に悪化をもたらすなど大きな負荷を与えてきた。この解決を図るためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、廃棄物の減量と資源の再利用に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を推進していくことが重要となっている。

本計画は、このような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）」第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の減量による最終処分場の延命化を図るとともに、資源の有効活用を促進することを目的として、区民、事業者、区が連携し一体となって取り組むべき基本的事項と具体的方策を示したものである。

本計画により、「中央区一般廃棄物処理基本計画2021」（令和3年3月策定）に掲げた基本理念「地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区」のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を一層推進して、快適でうるおいのある循環型社会の構築を目指していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民、事業者、区がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図り、循環型社会の形成を目指す。
- (2) 「もったいない」という意識を啓発し、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを推進する。
- (3) 多様なリサイクルシステムを構築することにより、資源回収の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイを含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
容器包装廃棄物	13,810t	14,684t	15,013t	15,360t	15,822t

※ 燃やすごみ・燃やさないごみに混入されている容器包装廃棄物を含む。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

(1) 区民に対する意識啓発

ごみの発生抑制やリサイクルの意識向上を図るため、積極的な情報及び場の提供を行う。

◎リサイクルハウスかざぐるまの運営 ◎エコまつり ◎リサイクル教室 ◎親子環境施設見学会 ◎フリーマーケットの開催 ◎インターネット等を活用した不用品交換情報の提供 ◎環境情報誌 ◎環境学習

(2) 事業所に対する意識啓発

事業者と連携し、ごみの発生抑制・リサイクルについての普及・啓発を推進するとともに、再生品の利用促進を図る。

◎大規模事業所等に対する立入検査によるごみの排出抑制、減量・リサイクルについての指導や助言 ◎廃棄物管理責任者講習会 ◎優良事業者等への感謝状の贈呈や優良事例の紹介

(3) 資源回収の拡大

区民や事業者が参加しやすい多様なリサイクルルートを構築して、ごみの分別やリサイクルを推進し、廃棄物の減量を図る。

◎集団回収の支援 ◎拠点回収の充実 ◎「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」への参加促進 ◎集合住宅等大規模建築物の資源保管場所等の設置指導 ◎自動販売機設置者等の自主回収の義務づけ、リサイクルの促進 ◎リサイクル推進協力店の認定

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処分施設の状況や国が定める再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ （以下「トレイ」と表記）
	ペットボトル、トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは下表のとおりである。

（単位：t）

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分						
缶	スチール製容器	223	242	252	262	275
	アルミ製容器	160	173	180	188	196
	小計	383	415	432	450	471
ガラスびん	無色のガラス製容器	(合計) 1,021	(合計) 1,106	(合計) 1,151	(合計) 1,198	(合計) 1,255
		(引渡) (独自処理) 1,021 0	(引渡) (独自処理) 1,106 0	(引渡) (独自処理) 1,151 0	(引渡) (独自処理) 1,198 0	(引渡) (独自処理) 1,255 0
	茶色のガラス製容器	(合計) 533	(合計) 577	(合計) 601	(合計) 625	(合計) 655
		(引渡) (独自処理) 533 0	(引渡) (独自処理) 577 0	(引渡) (独自処理) 601 0	(引渡) (独自処理) 625 0	(引渡) (独自処理) 655 0
	その他の色のガラス製容器	(合計) 1,926	(合計) 2,086	(合計) 2,171	(合計) 2,260	(合計) 2,368
		(引渡) (独自処理) 1,926 0	(引渡) (独自処理) 2,086 0	(引渡) (独自処理) 2,171 0	(引渡) (独自処理) 2,260 0	(引渡) (独自処理) 2,368 0
	小計	(合計) 3,480	(合計) 3,769	(合計) 3,923	(合計) 4,083	(合計) 4,278
		(引渡) (独自処理) 3,480 0	(引渡) (独自処理) 3,769 0	(引渡) (独自処理) 3,923 0	(引渡) (独自処理) 4,083 0	(引渡) (独自処理) 4,278 0
	飲料用紙パック	(合計) 11	(合計) 11	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 13
		(引渡) (独自処理) 11 0	(引渡) (独自処理) 11 0	(引渡) (独自処理) 12 0	(引渡) (独自処理) 12 0	(引渡) (独自処理) 13 0
	段ボール	(合計) 1,991	(合計) 2,157	(合計) 2,245	(合計) 2,338	(合計) 2,449
		(引渡) (独自処理) 1,991 0	(引渡) (独自処理) 2,157 0	(引渡) (独自処理) 2,245 0	(引渡) (独自処理) 2,338 0	(引渡) (独自処理) 2,449 0
古紙	その他の紙製容器包装	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
		(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0
	小計	(合計) 2,002	(合計) 2,168	(合計) 2,257	(合計) 2,350	(合計) 2,462
プラスチック	ペットボトル	(合計) 968	(合計) 1,048	(合計) 1,091	(合計) 1,136	(合計) 1,190
		(引渡) (独自処理) 968 0	(引渡) (独自処理) 1,048 0	(引渡) (独自処理) 1,091 0	(引渡) (独自処理) 1,136 0	(引渡) (独自処理) 1,190 0
	その他のプラスチック製容器包装	(合計) 674	(合計) 730	(合計) 760	(合計) 791	(合計) 828
		(引渡) (独自処理) 672 2	(引渡) (独自処理) 728 2	(引渡) (独自処理) 758 2	(引渡) (独自処理) 789 2	(引渡) (独自処理) 826 2
	うち トレイ	(合計) 2	(合計) 2	(合計) 2	(合計) 2	(合計) 2
		(引渡) (独自処理) 0 2	(引渡) (独自処理) 0 2	(引渡) (独自処理) 0 2	(引渡) (独自処理) 0 2	(引渡) (独自処理) 0 2
	小計	(合計) 1,642	(合計) 1,778	(合計) 1,851	(合計) 1,927	(合計) 2,018
		(引渡) (独自処理) 1,640 2	(引渡) (独自処理) 1,776 2	(引渡) (独自処理) 1,849 2	(引渡) (独自処理) 1,925 2	(引渡) (独自処理) 2,016 2
	中央区回収量合計	(合計) 7,507	(合計) 8,130	(合計) 8,463	(合計) 8,810	(合計) 9,229
		(引渡) (独自処理) 5,120 2,387	(引渡) (独自処理) 5,545 2,585	(引渡) (独自処理) 5,772 2,691	(引渡) (独自処理) 6,008 2,802	(引渡) (独自処理) 6,294 2,935

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×排出原単位(一人一日当たり)増減率の平均値
×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、資源（分別）回収、拠点回収等を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	缶	区による定期回収(週1回)	民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ガラスびん		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用 紙パック	区による拠点回収	
	段ボール	段ボール	区による定期回収(週1回)	
		その他の紙製容器包装	—	—
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	区による定期回収(週1回)	民間業者
	(発泡スチロール製食品トレイ)	トレイ	区による拠点回収	
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	区による定期回収(週1回)	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

民間の施設を活用し、選別、圧縮、保管等を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ 袋	平ボディー車 (2～4t)	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん			
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用 紙パック	拠点回収箱 プラスチックコンテナ		
段ボール	段ボール	ひもで結束		
その他の紙製容器包装	—	—	—	—
ペットボトル	ペットボトル	袋	小型プレス車	民間業者
その他のプラスチック製容器包装	トレイ	拠点回収箱 プラスチックコンテナ	平ボディー車 (2～4t)	
	プラスチック 製容器包装	袋	小型プレス車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 学識経験者、区民、事業者等からなる「中央区清掃・リサイクル推進協議会」において、ごみの発生抑制や資源の有効利用等について検討を行う。
- (2) 町会・自治会等の区民による集団回収を促進するため、助成金の交付、用具の貸付・支給などの支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集の実績を確認して評価を行い、3年後の計画改定の際の見直し資料として役立てる。

「中央区分別収集計画」

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月発行

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所

中央区京橋一丁目19番6号

TEL 03-3562-1521

刊行物登録番号

4-028